

大阪市監査委員	勝 田 弘 子
同	川 村 恒 雄
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 17 年 8 月 5 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

なお、議員から選任された監査委員である船場太郎については、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、本件住民監査請求についての監査を辞退したい旨の申出があったので、監査の執行には関与していません。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

市会前議長は平成 17 年 5 月に公費で海外視察出張旅行（以下「本件視察」という。）をしたが、本件視察は議長の裁量権の濫用に該当し違法であるので、監査委員は公費全額（随行者分を含む 3,489,804 円）を市に返還させるよう市長に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

本件視察は、議長に対する恒例のご苦労さん海外旅行にほかならない。その理由は、事前に議長から出張したいとの申し出がなく、帰国後 2 か月経っても出張報告がないからである。

議員の海外出張について、平成 16 年 12 月 27 日付け大監第 64 号監査結果通知において、現在本市は非常に厳しい財政状況に直面しており、様々な経費削減策が実施されている状況下においては、議員の海外出張についてもその内容や実施方法の検討がなされることが望まれ、また、海外出張には多額の経費を要することに加えて、属人的な成果享受になりかねないことから、効率的で効果的に実施するための事前準備に万全を期するとともに、説明責任の観点から出張中の状況や調査成果についての一層の情報提供が求められる旨の意見が付されたが、この監査意見が本件視察には生かされず、旧態依然のまま実行された。

また、本件視察の目的としているミラノ市の親善訪問やアテネとパリの表敬訪問

は名目に過ぎず、単に観光旅行で、恒例とはいえ2週間で退任する議長をこれらの都市に訪問させるのは訪問先に対して失礼であり、施設の視察にしても本人の見聞を広めたであろうが、市政の改革の役に立たず、市民のために貢献し得ない。

市は昨年秋から職員厚遇問題で全国の注目を集めており、本年4月には最大で最後の問題といわれるヤミ専従が発覚し、必死に市政改革に取り組んでいる最中である。市会の代表である議長のすべきことは、なぜ議会がチェックできなかったのかを解明すること及び再発防止の対策を立てることである。

このような情勢下ですべきことをせず、随行者とご苦労さん海外旅行に行くべきではないというのが、世間一般の常識である。本件視察は当初2月に予定していたというが、カラ残業、ヤミ退職金、スーツ支給等の職員厚遇問題があり時期が悪いということで中止になった。市が財政も豊かで、市政に何も問題がなく、議会もチェック機能を働かせている状況であれば、本件視察も議長の裁量の範囲といえるかもしれないが、市は財政非常事態宣言中で市政改革の真っ只中にあり、議会のチェック機能が問題にされている状況にある。

また、4月末はJR西日本の最悪な脱線事故により、多数の死者がでている最中であり、海外に行っている場合ではなく、隣接地方公共団体の議長として対応すべき重責がある時期であった。

以上のような状況のもとで、予算を2月に消化しなかったからといって合理的な必然性もなく本件視察を執行したことは、議長の裁量権の濫用はもちろん、公人として非常識と言わざるを得ない。さらに、本件視察は本人の裁量で決定していることから裁量権の濫用になる。

議員の海外行政視察について、平成17年5月12日大阪高裁は「海外行政視察の機会に、我が国と異なる街並み、文化、生活等に触れること自体議員の行政的判断のための知識ないしその土台となる素養を得るという面において、それなりに有意義であるとは解されるものの、そのようなことはその性質上、およそ議員の自己研鑽の一環として自費で賄われるべき事柄であって、市民の税金等を原資とする公金を費消してまで行うことが許されるべきものではない。」と判示している。

なお、この判決は被告が上告せず確定した。本件視察はまさにこれに該当し、視察が議員活動上必要であれば、自費又は政務調査費で賄うべきであり、公費で行くことは裁量権の濫用である。

よって、本件視察費用は違法・不当な公金の支出にあたり、市に損害を生じさせているから、全額返還させるべきである。

以上、監査委員は、上記視察費用3,489,804円を前市会議長に返還させるなど必要な措置を講じることを市長に対し勧告されるよう、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づき事実証明資料を添付して請求する。

- 事実証明書
- ・市会事務局より聴取した海外出張概要
 - ・平成17年2月3日付け読売新聞記事
 - ・平成17年3月28日付け産経新聞記事
 - ・平成17年6月7日付け大阪日日新聞記事

[監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。]

2 請求の受理

(違法性又は不当性の摘示)

住民監査請求においては、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、財務会計上の行為が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものである。

議会は、地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することもできるとされており、その必要性、対象、範囲、方法等の判断は、議会の自治に任されるが、視察目的が議員の活動との関連で正当性が存在しない場合や、視察目的に合理性があっても、その目的に照らして、派遣計画が相当性を有しない場合等には、裁量権の逸脱又は濫用が認められるとされている。

請求の要旨のうち、議長からの事前の出張の申し出及び帰国後の出張報告がなく、親善訪問や表敬訪問は名目に過ぎず単に観光旅行で、恒例のご苦労さん旅行であるとの主張については、本件視察の目的及び内容のどのような点が観光旅行であるのかが具体的な理由によって摘示されていない。

また、議長のすべきことは、なぜ議会が職員厚遇問題等をチェックできなかったのかの解明と再発防止の対策を立てることで、財政非常事態宣言中で改革の真っ只中にあり、一方では、JRの脱線事故により隣接地方公共団体の議長として対応すべき重責があるなか、議長本人が旅行を決定したとの主張についても、本件視察の目的及び内容の違法性が具体的に摘示されたものではない。

以上のことから、平成17年5月12日大阪高裁の判決に該当し、公費で行くことは裁量権の濫用であるとの摘示について、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件視察に係る費用の支出が、請求人の主張する事項から違法・不当な公金の支出にあたるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成17年9月2日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から、新たな証拠として、ミラノ市議会からの招請状、市会議長の海外出張について、職員の派遣について（依頼）、海外出張にかかる市長名英文親書の発行について（依頼）、大阪市会議長海外出張にかかる出入国手続きについて（依頼）、市会議長の海外出張の出発について、市会議長の海外出張にかかるプレスへの資料提供について、大阪市会議長及び大阪市職員の海外渡航に伴う便宜供与依頼の事務手続きについて（依頼）、市会議長の海外出張の帰国について及び精算報告書が提出された。

請求の要旨を補足する陳述の内容は次のとおりである。

- ・旅行代理店の見積書は様式が同じで市会事務局が作っているのではないか。また、物品供給見積書の様式がなぜ同じなのか。
- ・領収書は1枚のみで筆耕翻訳料（通訳代）の領収書がない。
- ・自己負担であればこのような高い旅行はしない。自分のお金ならどうするかという観点で決めるべきだ。
- ・議員が海外出張で得たものを市政に生かすべきだが、報告もない。

3 監査対象局の陳述

市会事務局を監査対象とし、平成17年9月16日に市会事務局長ほか関係職員から陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 議員の海外視察

ア 出張の根拠

議員の視察については、法第100条第12項及び市会会議規則（昭和31年大阪市会議決）第91条に基づき行われる。

イ 旅費の支出根拠

議員の旅費については、市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）第4条第1項により、職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）の定めるところにより旅費を支給するとされている。

海外視察においては、職員の旅費に関する条例第1条第2項により、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定めるとされ、議員は職員の旅費に関する条例第2条第1項第2号及び職員の旅費に関する条例施行規則（昭和33年大阪市規則第9号）第3条により、「市長等」に含まれている。

また、国家公務員の例に準じ、日当、宿泊料及び支度料は定額により、旅行雑費は、実費により支給されている。

(2) 海外出張の実施

ア 市会議長海外出張の実施決議

平成17年4月11日付けで「市会議長の海外出張について」が起案され、市会議長の決裁がなされていた。

決裁の記載内容は次のとおりである。

出張期間 平成17年5月4日(水)～13日(金) 10日間

視察都市 イタリア、ギリシャ及びフランス

出張目的 姉妹都市ミラノ市及び同市議会親善訪問、アテネ市、パリ市表敬訪問並びに各都市における市有財産の活用、経済、まちづくり及び文化施策等の都市行政調査

イ 市会議長の旅費支出決議

平成 17 年 4 月 21 日付けで「海外出張経費の支出について」が起案され、市会事務局長の決裁がなされていた。

なお、前回監査結果を踏まえ、見積業者の旅行代理店は 2 社から 4 社に増やし、航空賃はファーストクラスからビジネスクラスに変更し、また、比較見積は航空賃、筆耕翻訳料及び船車賃借料（自動車借上代）を合わせたうえで見積書を徴し、各日の明細を明記させている。

支出金額とその内訳は次のとおりである。

支出金額	2,338,250 円
内 訳	・特別旅費 1,103,250 円（航空賃 690,600 円、日当 114,000 円、宿泊料 281,400 円、空港税 10,470 円及び旅行雑費 6,780 円）
	・筆耕翻訳料 605,000 円（5 月 5 日、6 日、8～11 日）
	・船車賃借料 630,000 円（5 月 4～12 日）

ウ 職員の派遣依頼

平成 17 年 4 月 14 日付けで「職員の派遣について（依頼）」が起案され、市会事務局長から財政局長あてに、同局の財産活用推進担当部長を議長随行員として派遣依頼する旨の決裁が市会事務局長によりなされていた。

エ 財産活用推進担当部長の海外視察の実施及び旅費支出決議

上記ウの派遣依頼に基づき、平成 17 年 4 月 19 日付けで「職員の海外出張及び同経費の支出について」が起案され、助役の決裁がなされていた。

出張期間、視察都市及び出張目的はアと同じである。

支出金額は、特別旅費として 1,011,310 円（航空賃 690,600 円、日当 67,800 円、宿泊料 169,400 円、空港税 10,470 円、支度料 65,000 円、旅行雑費 5,980 円及び国内旅費 2,060 円）である。

(3) 旅費の支出等

ア 特別旅費

平成 17 年 5 月 2 日に市会議長分 1,103,250 円が資金前渡受領者である市会事務局庶務課庶務係長に支出され、平成 17 年 4 月 28 日に随行者分 1,011,310 円が資金前渡受領者である財政局財務課担当係長に支出されていた。

イ 精算報告書

平成 17 年 5 月 19 日付けで、議長分については、海外出張旅費内訳書、行程表及び旅行代理店 A 社発行の航空賃領収書を添付の上、資金前渡受領者である市会事務局庶務課庶務係長から精算がなされ、予算担当課長である市会事務局庶務課長の決裁がなされていた。また、平成 17 年 5 月 16 日付けで、随行者分についても同上の書類を添付の上、資金前渡受領者である財政局財務課担当係長から精算がなされ、予算担当課長である財政局計理・局内調整担当課長の決裁がなされていた。

精算報告書の記載内容は次のとおりである。

議長分記載内容

用途：海外出張旅費 前渡受領額：1,103,250 円 支払額：1,103,250 円

支払件数：1件 差引額：0円

随行者分記載内容

用途：海外出張旅費 前渡受領額：1,011,310円 支払額：1,011,310円

支払件数：1件 差引額：0円

ウ 筆耕翻訳料（市会事務局）

平成17年6月24日付けで、A社に筆耕翻訳料として605,000円が口座振替で支出されていた。

エ 船車賃借料（市会事務局）

平成17年6月24日付けで、A社に船車賃借料として630,000円が口座振替で支出されていた。

オ 消耗品費（市会事務局）

平成17年6月10日付けで、B社に蒔絵万年筆4本分63,000円、C社に口金付札入5個及び皮裏名刺入2個の合計50,400円が土産代として口座振替で支出され、また、平成17年6月17日付けでD社にAPSフィルム代（5P入）4,578円が、平成17年6月20日付けでE社にフィルム現像代22,266円がそれぞれ口座振替で支出されていた。

なお、前回監査結果を踏まえ、筆耕翻訳料及び船車賃借料の検査調書の作成については、検査調書だけでなく、随行者が内容について履行確認をした書類を添付している。

（4）事前準備

本件視察にあたっては、姉妹都市であるミラノ市の市議会議長から本市会議長あてに、5月5、6日に訪問いただきたく公式にお招きするとの文書招請を受け、平成17年4月中旬に海外出張視察先関係資料を作成している。

上記資料における本市施策に関する視察目的は、次のとおりである。

ア ミラノ（5月4～7日）

（ア）文化施策（スカラ座）

本市では、精華小劇場や芸術創造館を拠点に、市民に芸術と触れ合う場を提供し、舞台芸術への関心を高めていくことを目指しており、その参考に資するため視察する。

（イ）経済施策（フィエラミラノ見本市会場）

本市では、展示面積が日本最大級の国際見本市会場であるインテックス大阪を中心として、暮らしから世界経済まであらゆる分野で海外との交流を深め、地域の経済発展に貢献することが期待されているところであり、その参考に資するため視察する。

（ウ）観光政策（市観光部局）

本市では、歴史的・文化的建築物を活かした国際集客都市をめざしており、ミラノ市における集客ノウハウや今後の方針などを聴取するとともに、本市の国際集客のためのPRを行う。

（エ）まちづくり施策及び市有財産の活用施策（まちづくり部局）

本市では、水の回廊を利用した「水の都大阪の再生」を目指すなど、大阪の持

つ多様な資源を活用したまちづくりを進めており、ミラノ市におけるまちづくり施策や市有財産の活用施策を視察することにより、今後の市政の参考に資するものである。

イ アテネ（5月7～10日）

（ア）文化施策（国立考古学博物館及びアクロポリス）

本市では、国際集客都市をめざすとともに、大阪歴史博物館を拠点に歴史や文化に親しめるまちづくりを進めており、その参考に資するため視察する。

（イ）市有財産の活用策（オリンピック競技施設）

2007年の世界陸上大会開催を控える本市の施設整備や既存施設の活用策の参考に資するため視察する。

（ウ）観光施策（市観光部局）

本市では、国際集客都市づくりを進めている中、本市への観光客数は増加しているが、高い経済効果が期待される滞在型ビジターの誘致が重要な課題となっており、その参考に資するために説明聴取及び視察を行う。

ウ パリ（5月10～12日）

（ア）地方自治制度（自治体国際化協会パリ事務所）

本市では、新たな大都市制度の確立や広域連携のあり方について検討を行っているところであり、その参考に資するため視察する。

（イ）まちづくり施策（ジャン・ヌーベル建築事務所）

本市では、都市景観の形成を重視したまちづくりを進めており、今後の参考に資するため視察する。

（ウ）経済施策（パリ商工会議所）

本市では、産業創造館を中心に、大阪経済をリードする中小企業やベンチャーの創出に向けた経営支援を実施するなど、活力とにぎわいのあるまちづくりを行っており、今後の参考に資するため視察する。

（5）行程及び視察内容

海外出張報告書等による本件視察の行程及び視察内容は、次のとおりである。

1日目（5月4日（水））

11時50分 関西国際空港発 イギリス ロンドン経由

21時50分 イタリア ミラノ着 ミラノ泊

2日目（5月5日（木））

午前 ミラノ市役所親善訪問 アルベルティーニ・ミラノ市長

スカラ座 フレダ政府間渉外部長ほか

文化施策視察、説明聴取、意見交換

午後 ミラノ市議会親善訪問 アダモ副議長

ミラノ市役所議場視察 市長室職員

ミラノ市文化部局 ゼッキ文化・博物館担当長官

文化交流等の意見交換

3日目（5月6日（金））

午前 フィエラミラノ見本市 カイマーニ拡張事業担当ほか

経済施策説明聴取、意見交換

午後 ミラノ市アーバンセンター シモネッティ都市開発推進担当部長
まちづくり施策・市有財産活用策の説明聴取、意見交換

午後 ピレリ・ビコッカ地区 ピレリ社 セルビー二氏
再開発事業視察、説明聴取
ミラノ市観光部局 モセリーニ観光担当長官
観光施策説明聴取、意見交換

4日目(5月7日(土))

(午前中は移動準備)

14時50分 イタリア ミラノ発

18時25分 ギリシャ アテネ着 アテネ泊

5日目(5月8日(日))

午前 アクロポリス視察 カリダキス学芸員

午後 国立考古学博物館視察 リアコポンロン学芸員

6日目(5月9日(月))

午前 アテネ市役所表敬訪問 ブルダーラ副市長

午後 オリンピック競技施設視察 クリスティーナ施設管理担当
ギリシャ政府観光局 コッコシス観光担当局長
観光施策説明聴取、意見交換

7日目(5月10日(火))

9時50分 ギリシャ アテネ発

12時20分 フランス パリ着 パリ泊

午後 自治体国際化協会パリ事務所 四方所長ほか
地方自治制度説明聴取、意見交換

8日目(5月11日(水))

午前 ジャン・ヌーベル建築事務所 トランカール開発部長
まちづくり施策説明聴取、意見交換

午後 パリ市役所表敬訪問 ルクレール交通政策担当局長
パリ商工会議所 デュバル専務ほか
経済施策説明聴取、意見交換

9日目(5月12日(木))

(午前中は移動準備)

13時45分 パリ発

10日目(5月13日(金))

8時20分 関西国際空港着

(6) 海外出張報告書

平成17年8月25日付けで、前議長から、市会議長宛ての海外出張報告書の提出がなされ、議長まで供覧がなされていた。また、同日付けで、財政局財産活用推進担当部長から、市長宛ての海外出張の復命がなされ、財政局長まで供覧がなされていた。

なお、海外出張報告書については、平成 17 年 8 月 30 日以降市会図書室内で閲覧に供されている。

2 監査対象局の陳述

(1) 議長海外出張の意義について

本市では、世界の各都市と姉妹都市・友好都市提携を行い、スポーツ、学術、文化、経済、環境など様々な分野において市民参加のもと、都市交流を推進している。

こうしたなか、本市会を代表する議長が、海外各国における各都市固有の様々な気象条件・風土・社会的背景・文化的条件・人口構成等の違いを比較、検討した上で当地の財政・経済・環境・都市基盤整備・社会福祉・高齢化・教育等様々な項目の都市行政の実態や先進事例を視察することは、国際的な知識と経験を備えるとともに本市の新しいまちづくりと市民生活の向上等、時宜にかなった新たな施策の調査、研究に大きく寄与するものであり、さらに、姉妹都市等世界各都市との友好親善の促進は、国際化を推進するうえでも大きく寄与するものであると考えている。

これまでの歴代議長においては、議会の代表として議会間交流がなされ、姉妹都市をはじめ各都市と長きにわたり友好親善関係を築くなど、議長としての海外視察や表敬訪問は非常に重要な役割を果たしてきており、本市の魅力を世界に発信することにより、議会間交流だけにとどまらず、ひいては市民レベルでの友好親善関係も築きあげることができる議長としての重要な公務である。

海外視察は、そこで得られた経験や知識・見識を広く市政に反映・還元し、新しいまちづくりと市民生活の向上に資するものであって、調査目的、視察先を精査し、実施している。本件視察も、平成 17 年度中にも動きが予想される喫緊の課題のうち、市有財産の活用策や地方分権などについての都市行政の実態や先進事例を視察し、意見交換することにより、市民の代表として、今後の市政運営を厳しくチェックする上で参考になる、大変意義のある視察であった。

本件視察の実施は、市会会議規則第 91 条の規定に基づき、議長決裁により適正に処理されたものであり、議長の裁量権の濫用にはあたらない。

(2) 本件視察の内容について

出張の概要は、平成 17 年 5 月 4 日から 13 日までの 10 日間、ミラノ市議会からの招請を受け、姉妹都市ミラノ市及び同市議会の親善訪問を行うとともに、アテネ市及びパリ市の表敬訪問並びに各都市における市有財産の活用策、まちづくり、観光施策、文化施策、経済施策等の都市行政調査を行った。また、今回の視察目的のなかでも本市の喫緊の課題である市有財産の活用策について、その関係局の理事者である財政局の担当部長を随員職員とした。

出張の内容については、本市とミラノ市は、昭和 56 年 6 月の姉妹都市提携以来、伝統文化や経済などの分野で様々な交流を行っているが、来年の姉妹都市提携 25 周年を契機に友好親善を一層推進することをめざして、ミラノ市及び同市議会を親善訪問し、アルベルティーニ・ミラノ市長及びアダモ・ミラノ市議会副議長と、今後の両市の交流や両市に共通する市政課題等について意見・情報交換を行った。

現在、本市は文化施策として、精華小劇場や芸術創造館を拠点に、市民に芸術と

触れ合う場を提供し、舞台芸術への関心を高めていくことを目指しており、熱狂的なオペラファンが多いミラノ市民の他、世界中から観光客が訪れる集客施設であるスカラ座を視察した。

また、水の回廊を利用した「水の都大阪の再生」を目指し、大阪の持つ多様な資源を活用したまちづくりの参考とするために、ミラノ市におけるまちづくり施策や、市有財産の活用施策を、経済施策としては、世界最大級の見本市で地域経済発展にも大きく寄与しているフィエラミラノ見本市会場を、観光施策として、ミラノ市観光部局において観光集客のノウハウや今後の方針などについて意見交換を行った。

5月7日、土曜日は、ミラノ市からアテネ市への移動にあて、合理的な視察日程とした。

5月8日、日曜日は、アクロポリスを訪れ、文化遺産の修復作業などについて説明を受けた後、ギリシャを代表する博物館である国立考古学博物館を視察し、陳列方法や案内方法の工夫などを中心に学芸員の方から説明を受けた。いずれも本市における美術館、博物館の運営等に変参考になった。

アテネ市では、市役所を表敬訪問した後、オリンピック競技施設の大会後の活用策として、1997年の世界陸上大会にも使用された既存競技施設や、2004年の夏季オリンピックのために新たに建設された施設などの視察を、観光施策については、ギリシャ政府観光局を視察した。

パリ市ではまず、自治体国際化協会パリ事務所、ジャン・ヌーベル建築事務所を訪問し、地方分権、まちづくり施策について視察した後、パリ市役所を表敬訪問した。

パリ市役所では、ステファン・ルクレール交通政策担当局長より、両市に共通する市政課題である都市交通政策について意見・情報交換を行った。

また、現在、経済発展と教育向上を担う世界最大級の商工会議所として知られているパリ商工会議所を訪れ、コンサルタント事業、職業訓練事業、見本市や国際会議などの国際化事業、企業支援事業などさまざまな問題について意見交換を行った。

(3) 本件視察旅費の支出について

本件視察旅費は、市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例並びに職員の旅費に関する条例及び職員の旅費に関する条例施行規則など関係諸規定に基づき支出した。

(4) 海外出張報告書について

海外出張報告書は、議長と随行者が相談のうえ、共同作業により作成するものだが、ともに多忙を極めるため、作成に時間を要したものの、8月30日以降、市会図書室内の市会情報コーナーにおいて閲覧に供しているほか、市会時報においても報告書が掲載される予定となっている。今後、市民への情報公開、説明責任を果たせるよう、できる限り速やかに作成するよう努めたい。

(5) 海外出張の今後のあり方について

世界がますますボーダーレス化するなか、またわが国がますます国際化するなか、世界中の国々との平和、友好関係を発展させるためにも、議会活動としての海外出張は今後とも大変重要なものと認識している。

しかしながら、一方で、財政事情とも深くかかわる問題であり、また、市民から大変注目される事業でもあるので、そのあり方については、現在、各議員も真剣に検討されており、事務局としてもその適切な運用に最大限の努力をしていく。

3 判 断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、本件視察は自己研鑽の一環で、平成 17 年 5 月 12 日大阪高裁の判決から、視察旅行が議員活動上必要であれば、自費又は政務調査費で賄うべきであり、公費でいくことは裁量権の濫用であると主張している。

議員の海外出張は、一般的に先進都市における政治、経済、文化等に接することによって様々な知識、教養を深め、議員としての活動能力を高めるといった面のほか、議長が議会を代表し行う親善訪問においては、姉妹都市等各都市との友好関係に寄与する面もあり、その必要性、方法等は、議会の裁量に委ねられてはいるが、当該出張において、正当性が存在しない場合には、裁量権の逸脱又は濫用が認められることとなる。

本件視察に関しては、姉妹都市であるミラノ市議会からの招請を受け、来年の姉妹都市提携 25 周年を契機に友好親善を一層推進することを目指して、ミラノ市長及びミラノ市議会への親善訪問並びにアテネ市及びパリ市への表敬訪問を行うとともに、各市の市有財産の活用策、経済、まちづくり、文化施策等の都市行政調査がなされたものであり、これらの実態は、出張に先立ち作成された海外出張視察先関係資料及び出張報告書から確認でき、本件視察の正当性は存在するものである。

請求人の主張する大阪高裁の判決は、出張先の休日の日程に着目し、「具体的な調査項目がまったく設定されておらず、また現実に調査もされた形跡がないのであって、当該部分は、視察目的に照らして相当な計画であるとは到底認められない。」とした上で、「公金を費消してまで行うことが許されるべきものではない。」とされ、また、「前記両日以外にも観光的な日程が組まれていることが窺えるが、これらはいずれも正当な視察日程の前後に接着して組まれたものであり、ことさら観光のみを目的に組まれたものとまで断定できないから、いまだ裁量権の範囲内というべきであり、裁量権の逸脱又は濫用があるとまでは認め難い。」とされている。

すなわち、各日の日程に着目し、個々の訪問先ごとに具体的な調査項目があるか、現実に調査されたかなどから、当該計画が視察目的に照らして相当な計画かどうかを判断し、ことさら観光のみを目的に組まれたような相当性を有しない場合には、裁量権の逸脱又は濫用が認められることになる。

これを本件視察について見てみると、海外出張視察先関係資料には、日曜日を含め、各視察先ごとに視察目的が記載されており、また、出張報告においても、各視察先ごとにその成果が記載されている実態からすれば、派遣計画は相当性を有するものと認められ、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認めがたいものである。

なお、請求人は、陳述の中で、各旅行代理店の見積書や業者からの物品供給見積書の様式が同じことや領収書が航空賃のもののみであることを疑問視している。まず、

代理店の見積書については、市会事務局が、相互比較を容易にするため、各旅行代理店に対し書式を指定して見積依頼したものであり、物品供給見積書については、本市の統一様式である。次に、領収書については、宿泊料等は定額支給とされており、実支払額となる航空賃がその証明のため領収書が添付されているものであり、筆耕翻訳料及び船車賃借料は、契約業者に対し、口座振替で支払われており、通常、契約業者の支払い先の領収書までを求めるものではないことから領収書が添付されていないものである。

4 結 論

以上の判断により、本件視察に係る費用の返還を求める請求人の主張には理由がない。

(意見)

先の住民監査請求に係る監査結果を受け、費用の節減及び契約関係事務の改善が図られたところではある。

しかしながら、本市の財政事情は依然厳しいものであり、現在、本市が進めている市政改革を踏まえ、海外出張については多額の経費を要することから、必要性について従来にも増して厳しく精査し、実施の際にも、期間、費用について必要不可欠な範囲で行うよう努めるとともに、説明責任の観点から、視察内容の報告については、その充実に努めることはもとより、可能な限り迅速に行われることが望まれる。